

少子化対策、児童福祉等に関する法律の整理

名称

立 法 程 序

児童福祉法

児童虐待の防止に関する法律
議員立法少子化社会対策基本法
議員立法

参考資料

制定

昭和22年

昭和40年

平成12年

平成15年7月30日

(児童虐待の責任)
第2条 国、地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。児童は、ひとくその生活を保障され、愛護されなければならない。

(児童の保護者とどもに、児童を心身ともに健やかに育成することにかかる責

(児童の保護者としての責務)
第1条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の発達に悪影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも悪影響を及ぼすものであることにからぬるに、児童は、心身ともに健全な人として成長を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法律の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

(母性の責務)
第1条 この法律は、母性並びに乳児の尊厳され、かつ、育てられる基盤であることかんがみ、尊重大れ、かつ、保護されなければならぬ。

(児童の健康の保障)
第1条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の発達に悪影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも悪影響を及ぼすものであることにからぬるに、児童は、心身ともに健全な人として成長を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法律の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)
第1条 この法律は、母性並びに乳児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)
第1条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

(施設の運営)
第1条 施設の運営の目的

第3条 前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法律の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

(母性及び保健の努力)
第1条 母性は、心身ともに健全な人として成長を保障するための原理であります。

(母性及び保健の努力)
第1条 母性は、みずからすんで、妊娠、出産又は育児についての正しい理解を深め、その健康の保持及び増進に努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)
第1条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)
第1条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

(施設の運営)
第1条 施設の運営の目的

第2条 児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第1条 すべての児童がすこやかに生まれ、かつ、育てられる基盤であることかんがみ、尊重大れ、かつ、保護されなければならぬ。

第1条 児童は、心身ともに健全な人として成長を保障するための原理であります。

第1条 健康の保持及び増進に努めなければならない。

第1条 母性は、心身ともに健全な人として成長を保障するための原理であります。

第1条 母性は、心身ともに健全な人として成長を保障するための原理であります。

第1条 施設の運営の目的

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

第1条 この法律は、児童虐待が児童の権利を侵害するための原理であります。

第1条 誰もが児童虐待をしてはならない。

第1条 児童虐待をしてはならない。

第1条 誰もが児童虐待をしてはならない。

第1条 施設の運営の目的

第3条 何人も、児童に対する虐待をしてはならない。

第1条 児童虐待をしてはならない。

第1条 誰もが児童虐待をしてはならない。

第1条 施設の運営の目的

第3条 何人も、児童に対する虐待をしてはならない。

第1条 児童虐待をしてはならない。

第1条 誰もが児童虐待をしてはならない。

第1条 施設の運営の目的

第3条 何人も、児童に対する虐待をしてはならない。

第1条 児童虐待をしてはならない。

第1条 施設の運営の目的

名称	次世代育成支援対策推進法	発達障害者支援法	健康増進法
立法過程	平成15年7月16日 政府立法	平成16年 議員立法	平成14年 政府立法
制定	<p>(目的) 我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にからんがみ、次世代育成支援対策に關し、基本理念を定め、並びに國、地方公共団体、事業主及び国民の義務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重點的に推進し、もつて次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に貢献することを目的とする。</p> <p>(定義) 「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他次の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境(國及び地方公共団体の責務)。</p> <p>(基本理念) その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育てについての第二義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。</p> <p>(國及び地方公共団体の責務) 第3条の基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。</p> <p>(事業主の責務) 第4条、事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実現するよう努めなければならない。</p> <p>(國民の責務) 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、次世代育成支援対策を実現するための協力をしなければならない。</p> <p>(國民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、次世代育成支援対策を実現するための協力をしなければならない。)</p>	<p>(目的) この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のため、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることから、発達障害者を早期に発見し、発達支援を行うことに関する國及び地方公共団体の義務を明確にするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者を支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もつてその福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 「発達障害者」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他に類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして法令で定めるものをいう。</p> <p>(國及び地方公共団体の責務) 第3条、國及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達を促進のために発達障害者に対する支援及び教育的援助を行うことにより、発達障害者の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助を行う。</p> <p>(事業主の責務) 第3条、事業主は、発達障害者の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。第4条、事業主は、未成長児見出し者、児童を見出し監護する者をいう。以下同じ。</p> <p>(國民の責務) 第4条、國民は、発達障害者の福祉の発達後できるだけ早期に、就労、支援、学校における生活等に関する部局との相互に消費生活等により発達障害者が受けけること等を防止するため、これら部局の職務を履行する者との連携を図りながら協力するよう努めなければならない。</p>	<p>(目的) この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進に関する法律の総合的な推進に關する法律の一部を改正する法律である。</p> <p>(定義) 「健康増進事業」とは、教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する法律の規定に依る健康の増進に係る多様な事業の総称及び育成の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を受けることにより得なければならない。</p> <p>(國民の責務) 第2条、國民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。</p> <p>(國及び地方公共団体の責務) 第2条、この法律において「発達障害者」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他に類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして法令で定めるものをいう。</p> <p>(國及び地方公共団体の責務) 第3条、國及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援及び教育的援助を行うことにより、発達障害者への支援を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。</p> <p>(事業主の責務) 第3条、事業主は、発達障害者の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(國民の責務) 第4条、國民は、発達障害者の福祉の発達後できるだけ早期に、就労、支援、学校における生活等に関する部局との相互に消費生活等により発達障害者が受けけること等を防止するため、これら部局の職務を履行する者との連携を図りながら協力するよう努めなければならない。</p>
記載事項	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 目的</p> <p>第2条 定義</p> <p>第3条 基本理念</p> <p>第4条 国及び地方公共団体の責務</p> <p>第5条 事業主の責務</p> <p>第6条 国民の責務</p> <p>第2章 行動計画</p> <p>第1節 行動計画策定指針</p> <p>第2節 市町村行動計画及び都道府県行動計画</p> <p>第3節 一般事業主行動計画</p> <p>第4節 特定事業主行動計画</p> <p>第5節 次世代育成支援対策推進センター</p> <p>第6章 罰則</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 目的</p> <p>第2条 定義</p> <p>第3条 国及び地方公共団体の責務</p> <p>第4条 事業主の責務</p> <p>第5条 国民の責務</p> <p>第6条 行動計画</p> <p>第1節 行動計画策定指針</p> <p>第2節 市町村行動計画及び都道府県行動計画</p> <p>第3節 一般事業主行動計画</p> <p>第4節 特定事業主行動計画</p> <p>第5節 次世代育成支援対策推進センター</p> <p>第6章 罰則</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 目的</p> <p>第2条 国の責務</p> <p>第3条 國及び地方公共団体の責務</p> <p>第4条 国民の責務</p> <p>第5条 事業主の責務</p> <p>第6条 国民の責務</p> <p>第7章 健康増進事業の実施</p> <p>第8条 教育</p> <p>第9条 放課後児童健全育成事業の利用</p> <p>第10条 就労の支援</p> <p>第11条 地域での生活支援</p> <p>第12条 権利擁護</p> <p>第13条 発達障害者の家族への支援</p> <p>第14条 発達障害者支援センター等</p> <p>第15条 発達障害者支援センター等</p> <p>第16条 報告の微取等</p> <p>第4章 罰則</p>